

TAC税理士講座
2012年合格目標
上級コース

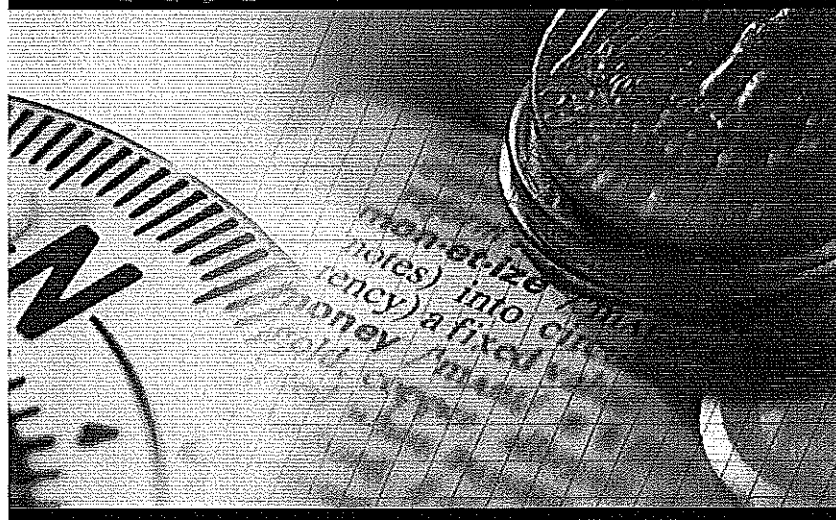
所得税法

目
次

- ☐ bookkeeping
- ☐ financial accounting
- ☐ corporation tax
- ☒ income tax
- ☐ inheritance tax
- ☐ liquor tax
- ☐ consumption tax
- ☐ fixed property tax
- ☐ enterprise tax
- ☐ residence tax
- ☐ national collect tax

▶ 計算テキスト 1

第1回講義
 体験用テキスト



Income Tax



TAC

所得税法上級コース計算テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	テ　　マ	計算 テキスト	ト レー ニング	シ ス テ ム カ ー ド	理論 テキスト 理論 マスター	理論 テキスト 理論 マスター	個別計算問題集 「TAC出版」
第 1 回	講 義 ① 所得税の学習にあたって 所得控除（その1） 所得控除（その2）	P. 3 S P. 58	問題1 S 問題13	P. 259 S P. 286	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6		第14章
第 2 回	演 習 ①（添削問題） 理論テーマ ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・青色申告特別控除 計算テーマ 総合計算問題	/	/	/	6-4 6-5 9-10	/	/
第 3 回	講 義 ② 事業と業務 青色申告 事業所得の金額 収入金額の別段の定め 収入・費用帰属時期の特例	P. 63 S P. 100	問題14 S 問題22	P. 45 S P. 56	9-8 9-10 3-1 3-2 3-3		第6章
第 4 回	演 習 ② 理論テーマ ・収入金額の別段の定め ・青色申告 計算テーマ 総合計算問題 講 義 ③ 家事関連費等	/	/	/	3-2 9-8	/	/
		P. 103 S P. 112	問題23 S 問題26	P. 61 S P. 64	3-4		第6章

第 5 回	講 義 ④ 諸通達 売上原価 減価償却（その1）	P. 115 S P. 170	問題27 S 問題37	P. 57 S P. 60 S P. 65 S P. 82		第6章
第 6 回	演 習 ③（添削問題） 理論テーマ ・収入・費用帰属時期の特例 ・家事関連費等及び外国所得税額の 必要経費不算入等 ・所得控除の内容 計算テーマ 総合計算問題				3-3 3-4 6-1	
第 7 回	講 義 ⑤ 減価償却（その2） 借地権償却 繰延資産 資産損失（事業所得） 貸倒引当金	P. 175 S P. 230	問題38 S 問題48	P. 83 S P. 103	3-6 3-7 3-8 3-10	第6章
第 8 回	演 習 ④ 理論テーマ ・債権の回収不能 ・貸倒引当金 計算テーマ 総合計算問題				3-7 3-10	
	講 義 ⑥ 同一生計親族が事業から受ける対価	P. 233 S P. 241	問題49 S 問題53	P. 104 S P. 108	3-11	第6章

※ システムカードには、一部、講義では触れない内容も含まれています。

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
p.3~58

テーマ1 所得税の学習にあたって

項目及び内容	参照条文	重要度
1-1 所得税の学習にあたって		
1 本試験の傾向	_____	
2 上級コースの学習にあたって	_____	

1-1 所得税の学習にあたって



ポイント整理

1 本試験の傾向

税理士試験の所得税法は、理論50点、計算50点で出題されており、それぞれの試験傾向は、次のとおりである。

1 理論（通常は応用理論形式で、2題出題）

最近は、規定そのものを個別に聞く問題ではなく、取扱いの理解度を問う問題が多く出題されている。

したがって、単に理論マスターの個別理論の丸暗記だけでなく、問題で問われていることに計算で培った知識を駆使して、自分の言葉で適切に解答できるように、内容を理解しておかなければならない。

〔過去5年間の理論の出題状況〕

年 度	出 題 項 目
第57回（平成19年）	納税義務者の区分に応じた課税所得の範囲等及び外国税額控除 修正申告と更正の請求
第58回（平成20年）	事業上の債権が事業廃止後に回収不能となった場合 所得税の納税地
第59回（平成21年）	上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等の課税方法等 各種の利子の所得区分や課税方法等
第60回（平成22年）	寄附金の所得税における取扱い 非居住者に係る源泉徴収
第61回（平成23年）	新株予約権の権利行使による経済的利益の取扱い 居住用財産を買換えた場合の譲渡損失の取扱い

2 計 算

難易度が高く、実務的な要素の強い問題が多く出題されてはいるが、『得点できるところをいかに取りこぼさないか』が合否の分かれ目になってくる。

したがって、知識を広げるよりは、基礎的な論点をしっかり固めていくのが賢明である。

〔平成15年以降の計算の出題状況〕

年 度	出 題 状 況
第53回（平成15年）	個別問題が5題出題
第54回（平成16年） 第59回（平成21年）	総合問題が1題と個別問題が1題又は数題出題
第60回（平成22年） 第61回（平成23年）	小規模な総合問題が3題出題

2 上級コースの学習にあたって

(1) 偏った学習をしないこと！

理論、計算共にヤマかけをしないで、幅広く学習することが必要である。

理論については、理論マスターを幅広く理解し、なるべく暗記題数を増やすこと。

計算については、トレーニングの問題を繰り返し解いて、基礎力を高めること。

(2) 講義、演習を休まないこと！

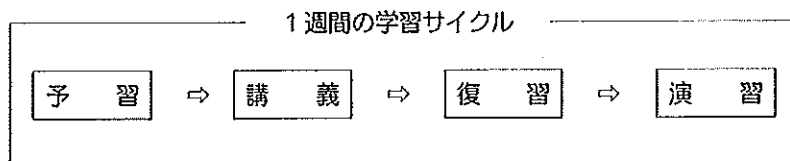
講義、演習ともに、休まないことが重要である。

特に演習は、本試験の予行演習として大きな意味があり、毎回休まないで受けることで大きな力となる。

◆ 「講義、演習を一回も休まず受け続ければ確実に合格できる！」と、休まないことをモチベーションにすると良い。

(3) 上級コースの学習サイクル

上級コースは毎回ボリュームが多いため、わからない論点をはっきりさせて講義に臨むこと。また、講義後はしっかりと復習し、演習を通じて実践力を身につけること。



◆ 毎回の講義の前には予習として、トレーニングの復習問題を解こう。

テーマ41 所得控除（その1）

項目及び内容	参照条文	重要度
41-1 雑損控除		
1 適用要件	法72①、令205	☆☆☆
2 控除額	法72①、令206	☆☆☆
41-2 医療費控除（その1）		
1 適用要件	法73	☆☆☆
2 控除額	法73	☆☆☆
41-3 医療費控除（その2）		
1 対象となる医療費の範囲	令207、基通73-3等	☆☆☆
2 医療費を補てんする保険金等	基通73-8、73-9	☆☆
41-4 社会保険料控除		
1 適用要件	法74	☆☆
2 社会保険料の範囲	法74②	☆☆
3 控除額	法74	☆☆
4 前納保険料等の取扱い	基通74・75-1等	☆
41-5 小規模企業共済等掛金控除		
1 適用要件	法75	☆☆
2 小規模企業共済等掛金の範囲	法75②	☆☆
3 控除額	法75	☆☆
4 前納保険料等の取扱い	基通74・75-1等	☆
41-6 生命保険料控除		
1 適用要件	法76	☆☆
2 控除額	法76	☆☆
3 その他	法76①、基通76-3	☆
41-7 地震保険料控除		
1 適用要件	法77	☆☆
2 控除額	法77	☆☆
3 その他	法77①、基通77-7	☆

41－8 寄附金控除		
1 適用要件	法78	☆☆☆
2 特定寄附金の範囲	法78②等	☆☆☆
3 控除額	法78	☆☆☆

41-1 雑損控除



ポイント整理

1 適用要件 (法72①、令205)

所有者	居住者 同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額（38万円）以下のもの
対象資産	次に掲げる資産以外の資産 (1) 生活に通常必要でない資産 (2) 棚卸資産 (3) 事業用固定資産及び繰延資産 (4) 山林
損失事由	災害又は盗難若しくは横領

2 控除額 (法72①、令206)

(1) 損失の金額

$$\underbrace{\text{被害直前の時価} - \text{被害直後の時価}}_{\text{資産損失の基礎価額}} - \text{廃材価額} - \text{保険金等} + \text{災害等関連支出の額}$$

(2) 足切限度額

災害関連支出の額 が5万円以下の場合	課税標準の合計額 × 10%
災害関連支出の額 が5万円を超える場合	(1) 損失の金額 - (災害関連支出の額 - 5万円) (2) 課税標準の合計額 × 10% (3) (1)と(2)のいずれか低い金額
損失の金額のすべてが災害 関連支出の額である場合	(1) 5万円 (2) 課税標準の合計額 × 10% (3) (1)と(2)のいずれか低い金額

(3) (1)-(2)=雑損控除の対象となる金額（雑損失の金額）

1 適用要件

(1) 所有者

本人の所有資産だけでなく、同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額（38万円）以下の者の所有資産についても適用が受けられる。

これは、課税標準の合計額が基礎控除額以下の者は、基礎控除だけで課税所得がゼロとなるため、居住者の雑損控除の対象とするものである。



留意点 所得要件

判定の基礎は、合計所得金額ではなく、課税標準の合計額である。

なお、青色事業専従者等の有する資産であっても、所得要件を満たせば対象となる。



留意点 同一生計（生計を一にする）の意義（基通2-47）

- (1) 同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、同一生計であるものとする。
- (2) 勤務等の都合上日常の起居を共にしていなくても、次に掲げる場合に該当するときは、同一生計であるものとする。
 - ① 勤務等の余暇には親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ② 常に生活費等の送金が行われている場合

(2) 対象資産

雑損控除の対象資産は、次の資産以外の資産となる。

- ① 生活に通常必要でない資産（法62①）
- ② 被災事業用資産（法70③）

業 務 用 資 産	棚卸資産 事業用固定資産等（法51①） 山林（法51③）	→必要経費算入
	事業的規模以外の業務用資産	→雑損控除の対象資産
非 業 務 用 資 産	生活に通常必要な資産等	
	生活に通常必要でない資産（法62）	→譲渡所得の金額の計算上控除

(3) 損失事由

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領により損失が発生した場合に適用があるが、災害等に関連する支出（雪おろし費用等の支出）をした場合のみでも適用がある。



留意点 災害の意義（法2①二十七、令9）

災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害及び火災その他の人為による異常な災害並びに害虫その他の生物による異常な災害をいう。

2 控除額

(1) 損失の金額

① 損失の基礎となる金額

直前の時価を基礎に計算し、災害等関連支出も、損失の金額に含まれる。

② 保険金等の控除

イ 保険金等は、損失を受けた資産との個別対応により控除する。

ロ 保険差益等は、非課税とされる。

ハ 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合は、見込額を控除する。

なお、見込額と確定額が異なるときは、遡及訂正を行う。

③ 災害等関連支出の控除年分の特例（基通72-5）

原則として支出年の雑損控除の対象とするが、損失発生年の翌年3月15日までに支出した場合には、損失発生年分の雑損控除の対象とすることができる。



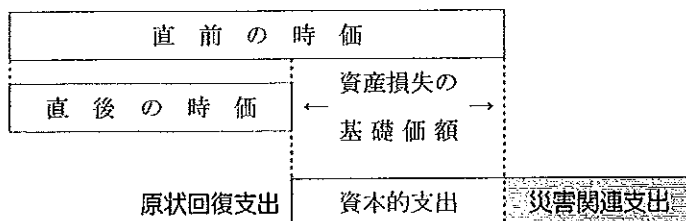
留意点 災害等関連支出の範囲（令206）

① 災害により損失を受けた資産の取壊し又は除去のための支出

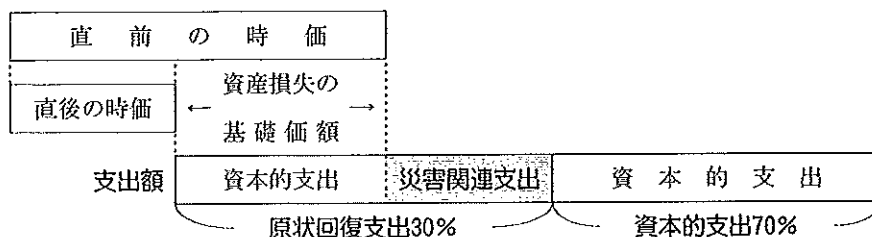
② 災害により損失を受けた資産について支出する次の支出

イ 土砂その他の障害物の除去のための支出

ロ 原状回復支出



ハ 原状回復支出とその他の支出を行った場合（区分不明の場合）



ニ 損失を受けた資産の損壊等を防止するための支出

③ 災害による被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出（雪おろし費用の支出、シロアリの駆除のための支出など）

④ 盗難又は横領により損失を受けた資産について支出する原状回復支出

(2) 足切限度額

足切限度額は、原則として課税標準の合計額の10%相当額であるが、災害関連支出が5万円を超える場合には、足切限度額の特例の適用が認められる。

なお、足切限度額の特例は、災害関連支出が5万円を超えた場合に適用されるのであって、盗難又は横領に関連する支出が5万円を超えていても足切限度額の特例の適用はない。

留意点 控除額計算の別法

- (1) 損失の金額
- (2) 控除額
 - ① 損失の金額 - 課税標準の合計額 × 10%
 - ② 災害関連支出の額 - 5万円
 - ③ ①と②のいずれが多い金額

留意点 災害減免法に規定する所得税の減免（災免法2）

1 要件

次の(1)から(3)のすべてを満たす場合

- (1) 災害により自己又は同一生計親族（課税標準の合計額が基礎控除額以下の者に限る）の所有する住宅又は家財について被害を受けた場合
- (2) その生じた損害金額（保険金等により補てんされた金額を除く）が、その住宅又は家財の価額（時価）の10分の5以上
- (3) 被害を受けた年分の災害減免法に規定する合計所得金額が ^(注)1,000万円以下
 (注) 課税標準の合計額から、措置法の特別控除額を控除した後の金額

※ 雑損控除との選択適用

2 取扱い

措置法の税額控除後、外国税額控除前の税額から被害を受けた年分の所得税の額を次の3つの区分に応じて軽減又は免除する。

合計所得金額の区分	所得税の減免額
500万円以下	所得税額（附帯税を除く）の全部
500万円を超え 750万円以下	上記の所得税額 × 50%
750万円を超え 1,000万円以下	上記の所得税額 × 25%

⑦ 参 考 親族に関する基礎知識

(1) 親 族

血族、姻族関係の中で、親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族に該当する者をいう。

(2) 血 族

血族とは、血のつながりのある者をいう。自然血族と実際上は血のつながりがないが法律上血のつながりを認める法定血族とに大別される。

血族 { 自然血族
法定血族（養子縁組）

(3) 姻 族

姻族とは、婚姻によってできる姻戚関係をいう。

したがって、配偶者の一方と他の一方の血族との間に生ずる関係であり、具体的には「本人の配偶者の血族」及び「本人の血族の配偶者」をいう。

姻族 { 本人の配偶者の血族
本人の血族の配偶者

(4) 直 系

直系とは、血族が直線的つまり直上直下していることをいう。また、本人の配偶者の直系である者は、本人からみた場合にも直系となる。

(5) 傍 系

傍系とは、血統が祖先のある者から出た異なる直系に属する者の相互間のことをいう。いいかえれば、血統が始祖により連結している者のことである。

(6) 尊 属

尊属とは、自分より世代の上にある者のことをいう。

(7) 卑 属

卑属とは、自分より世代の下にある者のことをいう。

(8) 直系尊属

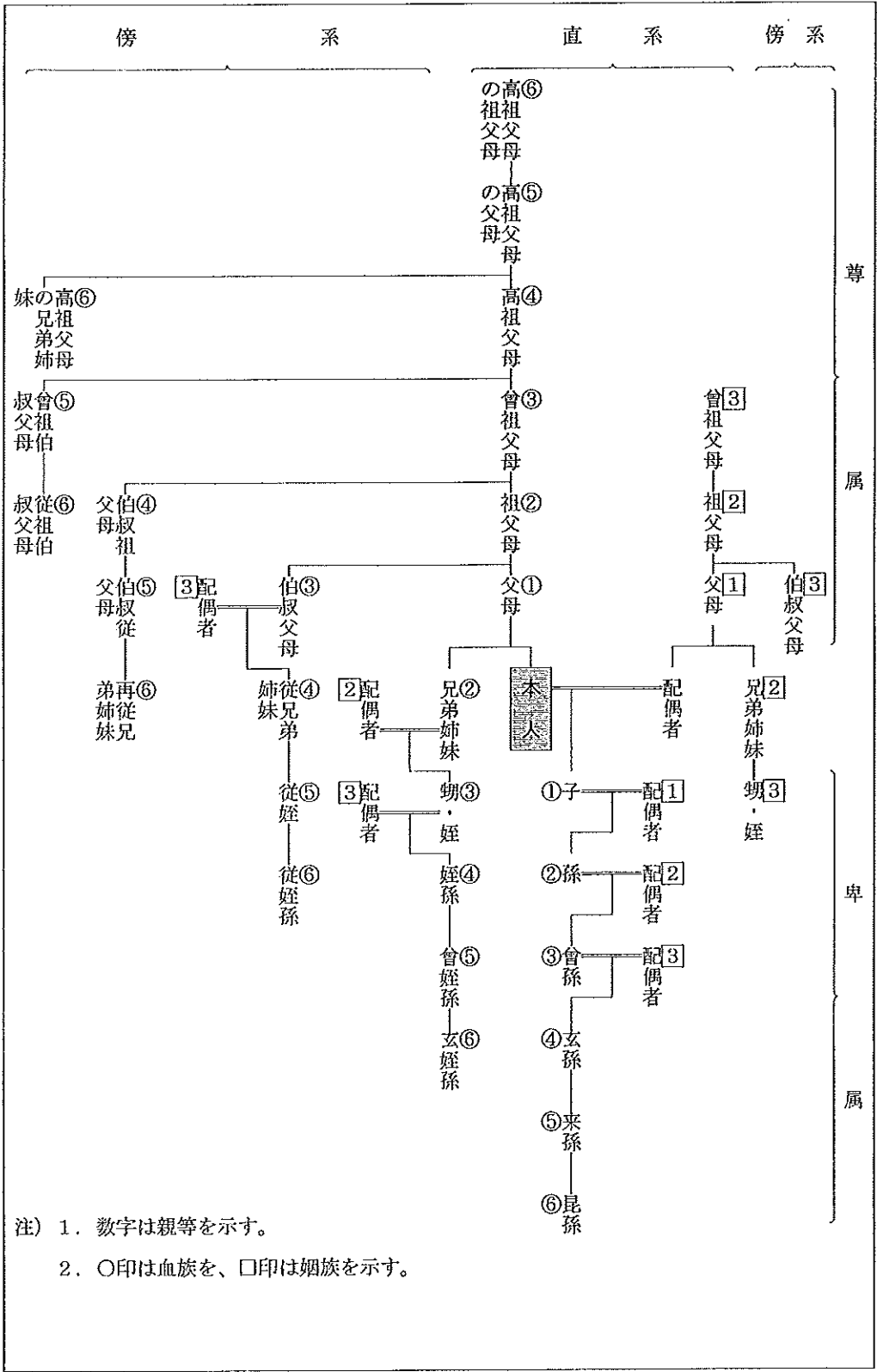
直系尊属とは、民法上、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。

(9) 直系卑属

直系卑属とは、民法上、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。

(10) 直系血族

直系尊属+直系卑属



41-2 医療費控除（その1）



ポイント整理

1 適用要件（法73）

居住者が、自己又は同一生計親族に係る医療費を支払った場合

2 控除額（法73）

(1) 医療費の額

支出した医療費の額 - 保険金等の額

(2) 足切限度額

① 課税標準の合計額 × 5%

② 10万円

③ ①と②のいずれか低い金額

(3) 医療費控除額（200万円限度）

(1) - (2)

1 適用要件

(1) 対象者

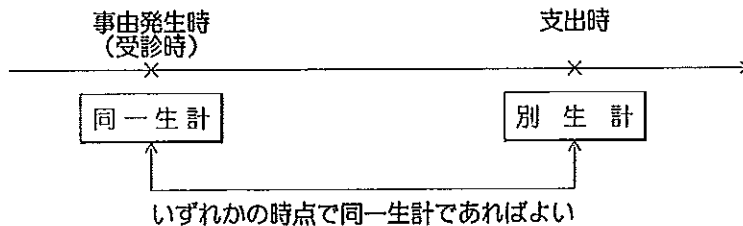
本人に係るものだけでなく、同一生計親族に係るものも対象となるが、同一生計親族に所得要件はないことに留意する。

※ 青色事業専従者等であっても対象となるが、いわゆる里子及び養護受託老人は親族ではないため、対象とならない。

(2) 同一生計の判定（基通73-1）

次の①又は②のいずれかの時点で同一生計であれば適用が受けられる。

- ① 医療費を支出すべき事由が生じた時
- ② 現実に医療費を支払った時



(3) 未払医療費

現実に支払った年の控除対象となる（基通73-2）。

※ 雑損控除は、損失発生年の翌年3月15日までの支出金額も損失発生年分の対象とすることができるが、他の所得控除には、このような特例はない。

2 控除額

- (1) 保険金等は、支出した医療費との個別対応により控除する。
- (2) 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合には、見込額を控除する。
なお、見込額と確定額が異なるときは、遡及訂正を行う。
- (3) 保険差益等は、非課税とされる。

41-3 医療費控除（その2）



ポイント整理

1 対象となる医療費の範囲（令207、基通73-3～73-7等）

(1) 次の費用で、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ① 医師又は歯科医師による診療代又は治療代
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用
- ③ 急病やケガなどによる病院等への搬送費用
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費用
- ⑤ 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人に支払った療養（在宅療養を含む）上の世話の費用
- ⑥ 助産師による分娩の介助料
- ⑦ 指定介護老人福祉施設等の施設サービス費用のうち、一定のもの
- ⑧ 特定健康診査（メタボリックシンドローム検診）を受けたことによる特定保健指導（一定のものに限る。）の費用など

(2) 次の費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ① 通院費用で通常必要なもの（電車代、バス代、急を要するときなどのタクシー代等）
- ② 入院の部屋代（差額ベッド代）や食事代で通常必要なもの
- ③ 医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- ④ 松葉づえなどの購入費用
- ⑤ 身体障害者福祉法などによって都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や上記①から④までの費用にあたるもの
- ⑥ 6月以上寝たきりの状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）

2 医療費を補てんする保険金等（基通73-8、73-9）

- (1) 健康保険法等の規定に基づく出産育児金、家族出産育児一時金、高額療養費等
- (2) 医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金又は入院費給付金等
- (3) 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金等
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

1 医療費控除の対象とならないもの

- (1) 医師や看護師などに対する謝礼
- (2) 人間ドックその他の健康診断費用
 - ※ その結果、重大な疾病が発見され、かつ、その治療をした場合には対象となる。
- (3) 美容整形の費用
- (4) 病気の予防や健康増進などのための医療品や健康食品の購入費用
- (5) 治療を受けるために直接必要ではない、近視や乱視のためのメガネやコンタクトレンズの購入費用
 - ※ 治療を受けるために直接必要とする「治療用メガネ」などを除く。
 - ※ 視力回復レーザー手術(レーシック手術)に係る費用は、医療費控除の対象となる。
- (6) 通院のための自家用車のガソリン代や駐車代
- (7) 出産目的で実家に帰るための交通費
- (8) 親族に支払う療養上の世話の費用
- (9) 診断書の作成料金
- (10) 疲れを癒したり体調を整えたりするために行ったマッサージによる施術費用など
- (11) 寝具類の購入代や賃借料
- (12) 紙おむつの購入費用
 - ※ 1(2)⑥で医療費控除が受けられるものを除く。

2 医療費を補てんする保険金等に該当しないもの

- (1) 療養等のため労務に服することができなくなったこと等に基因して支払を受ける保険金、損害賠償金等
- (2) 健康保険法の規定により受ける傷病手当金、出産手当金等
- (3) 使用者等から支払を受ける見舞金等

 留意点 介護サービスの対価

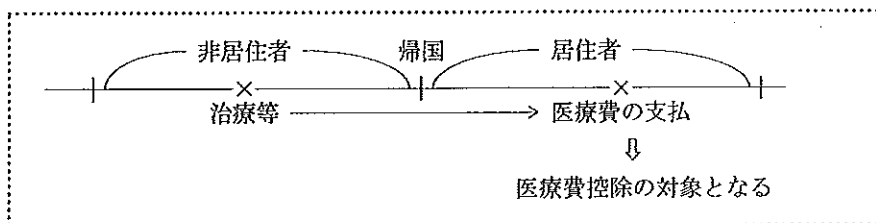
要介護者が利用する介護保険制度下の介護サービス等に係る対価のうち、次に掲げるものは、医療費控除の対象となる。

対象となる介護サービス	医療費控除の対象となる金額
指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価	自己負担額 $\times \frac{1}{2}$
介護老人保健施設の施設サービスの対価	自己負担額
医療系サービスの利用とあわせて利用する居宅サービスの対価	自己負担額



留意点 非居住者期間に係る医療費

非居住者が支払った医療費は医療費控除の対象とならないが、非居住者期間に受けた治療等に係る医療費を居住者として支払った場合には、医療費控除の対象となる。



留意点 クレジットカード、ローンで支払った医療費

医療費をクレジットカードやローン契約（デンタルローンなど）により支払った場合には、本年中に信販会社等に支払った金額ではなく、病院等に支払った医療費の全額が医療費控除の対象となる。



設 例

妻の歯の治療費として、本年10月20日に300,000円をクレジットカードで支払った。

カード代金の支払いは、3回の分割払いとしたため、実際に本年11月27日、12月27日及び翌年1月27日に、甲の預金口座からそれぞれ100,000円が引き落とされている。



解 説

《本年分の医療費控除の対象となる金額》

300,000円



留意点 死亡した同一生計親族に係る医療費

死亡した同一生計親族に係る医療費は、医療費控除の対象となる。

この場合に、次のような医療費であっても、支払った者の医療費控除の対象となる。

- (1) その医療費が、相続税の計算上、債務控除の対象となっている場合
- (2) その医療費を、相続財産である預貯金から支払った場合

<メ モ>

41-4 社会保険料控除



ポイント整理

1 適用要件（法74）

居住者が、自己又は同一生計親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合

2 社会保険料の範囲（法74②）

- (1) 健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料
- (3) 高齢者医療保険の保険料
- (4) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金
- (5) 厚生年金の保険料、厚生年金基金の掛金
- (6) 雇用保険の保険料
- (7) 介護保険の保険料など

3 控除額（法74）

全 額

4 前納保険料等の取扱い（基通74・75-1、74・75-2）

1 原 則

次により計算した金額がその年分の社会保険料控除の対象となる。

$$\frac{\text{前納社会保険料等の総額}}{\text{（前納割引後の金額）}} \times \frac{\text{その年中の納付期日の回数}}{\text{前納社会保険料等の納付期日の総回数}}$$

2 特 例

1年以内の前納保険料等は、その全額を支払った年に控除できる。

1 適用要件

(1) 対象者

本人に係るもののみではなく、同一生計親族に係るものも対象となるが、同一生計親族について所得要件はない。

(2) 現金主義（基通74・75－1）

未払保険料等は、納付期日が到来していても、現実に支払った年の控除対象となる。
なお、給与所得者は、給与天引きされる金額が控除対象となる。

2 前納保険料等の取扱い

社会保険料等を前納した場合は、その年に対応する部分の金額（本来その年に支払うべき金額）がその年の控除の対象となるのが原則であるが、社会保険料控除は支払額がそのまま控除額となるため、重要性の観点から、1年以内のものは、全額支出年分の控除対象とすることができる。

研究 社会保険料が特別徴収又は口座振替による場合

(1) 特別徴収による場合

介護保険料などの社会保険料が特別徴収されている場合には、その特別徴収された者の社会保険料控除の対象となる。

(2) 口座振替による場合

後期高齢者医療制度の保険料を、口座振替により支払っている場合には、口座振替により支払った者の社会保険料控除の対象となる。

41－5 小規模企業共済等掛金控除



ポイント整理

1 適用要件（法75）

居住者が、小規模企業共済等掛金を支払った場合

2 小規模企業共済等掛金の範囲（法75②）

(1) 小規模企業共済契約の掛金

小規模企業の事業主や役員が、廃業や退職に備えて一定の掛金を共済事業団に納付し、共済事由が発生した場合に共済金の支払を受ける制度の掛金をいう。

(2) 確定拠出年金法に規定する個人型年金の掛金

加入者が予め運用対象を選択し、自ら決定した掛金を国民年金基金連合会に拠出し、その運用結果により将来の年金受給額が変動する年金制度

(3) 心身障害者扶養共済制度の掛金

地方公共団体の条例において、心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めた共済制度

3 控除額（法75）

全 額

4 前納保険料等の取扱い（基通74・75－1、74・75－2）

1 原 則

次により計算した金額が、その年分の小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

$$\frac{\text{前納掛金等の総額}}{\text{（前納割引後の金額）}} \times \frac{\text{その年中の納付期日の回数}}{\text{前納掛金の納付期日の総回数}}$$

2 特 例

1年以内の前納保険料等は、その全額を支払った年に控除できる。

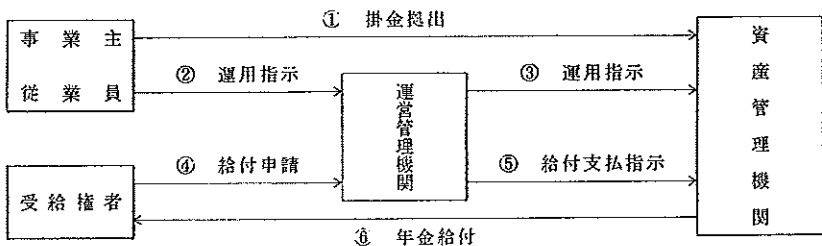
1 適用要件（基通74・75－1）

未払掛金等は現実に支払った年の控除対象となる。

② 参 考 確定拠出年金法の年金制度

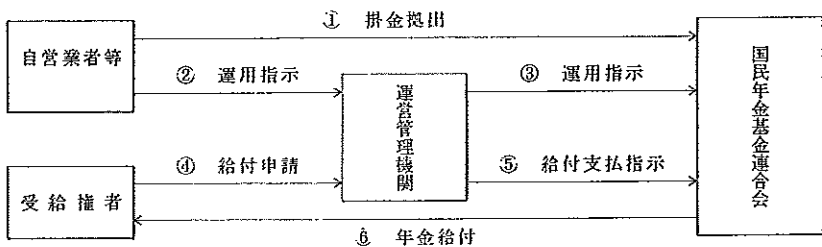
1 企業型

厚生年金保険の適用事業所の事業主が、単独又は共同で実施する年金制度。

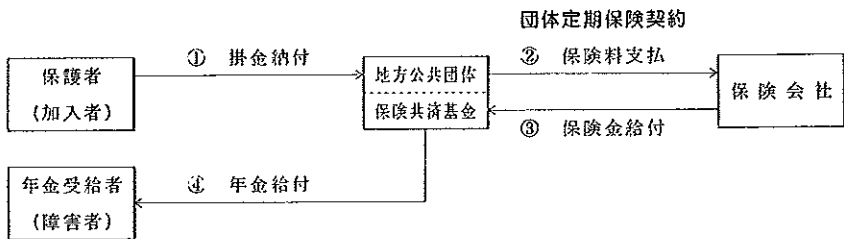


2 個人型

国民年金基金連合会が実施する年金制度。自営業者や企業型を導入していない企業の従業員などが加入できる。



② 参 考 心身障害者扶養共済制度



41-6 生命保険料控除



ポイント整理

1 適用要件 (法76①一、②、③一)

居住者が、次の生命保険契約等に係る保険料等を支払った場合

- (1) 保険金等の受取人のすべてを自己又はその親族とする、生命保険契約等（一般）
- (2) 保険金等の受取人のすべてを自己又はその親族とする、介護医療保険契約等
- (3) 年金の受取人を自己又はその配偶者とする、個人年金保険契約等

2 控除額 (法76①一、②、③一)

生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの区分について、下記算式により計算した金額の合計額となる（最高 120,000円）。

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

3 その他 (法76①、基通76-3)

1 剰余金等の取扱い

剰余金等を受けた場合は、支払った生命保険料の合計額からその剰余金等の合計額を控除した金額により、控除額の計算をする。

2 前納保険料等の取扱い

$$\begin{array}{c} \text{前納生命保険料の総額} \\ (\text{前納割引後の金額}) \end{array} \times \frac{\text{その年中の納付期日の回数}}{\text{前納生命保険料の納付期日の総回数}}$$

※ 1年以内の前納であっても、全額を控除対象とすることはできない。

1 改正の概要

急速な少子高齢化が進展するなか、保険契約者の自助努力を支援する観点から、生命保険料控除が大幅に改組され、平成24年1月1日以後に締結された生命保険契約については、従来の一般の生命保険契約及び個人年金保険契約の区分のほか、介護医療保険契約の区分が創設された。

なお、区分ごとの控除限度額は、5万円から4万円に引き下げられたが、全体の限度額は10万円から12万円に引き上げられた。

また、従来は、主契約の契約内容によって保険料を区分していたが、改正後は、主契約及び特約の内容に応じてそれぞれの保険料を区分し、控除額を計算することとされた。

また、医療費等の支払いをすることを要せず保険金等が支払われる傷害特約保険料等は、生命保険料控除の対象とならないこととされた。

※ 改正前と改正後の取扱いの違い

(1) 主契約が個人年金保険契約以外の契約の場合

		改正前		改正後
主契約	終身保険等	一般	⇒	一般
特約	入院特約		⇒	介護医療

(2) 主契約が個人年金保険契約の場合

		改正前		改正後
主契約	個人年金保険	個人年金	⇒	個人年金
特約	入院特約	一般	⇒	介護医療

2 生命保険料控除額の基礎となる支払保険料

(1) 未払保険料等は、現実に支払った年の控除対象となる。

※ 振替貸付けにより充当された金額は、その年に支払った金額とされる。

(2) 使用者負担の生命保険料で、給与課税されたものは、控除対象となる（基通76-4）。

3 剰余金等の取扱い（基通76-6）

生命保険契約等に基づいて受けた剰余金等は、払込保険料等の払戻しと考えられるため、保険料の額から控除する。



設 例

居住者甲は、本年中に次の生命保険料を支払っている。

本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

- (1) A生命保険契約 100,000円

これは、保険契約者及び被保険者を甲、保険金受取人を甲の長女とする終身保険である。

なお、支払額のうち30,000円は入院給付特約に係る保険料である。

- (2) B生命保険契約 200,000円

これは、保険契約者及び被保険者を甲、年金受取人を甲の妻とする個人年金保険契約である。



解 答

生命保険料控除額

(単位：円)

- (1) 一 般

$$100,000 - 30,000 = 70,000$$

$$30,000 + (70,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 37,500$$

- (2) 介護医療

$$20,000 + (30,000 - 20,000) \times \frac{1}{2} = 25,000$$

- (3) 個人年金

$$200,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$$

- (4) (1)+(2)+(3)=102,500

⑦ 参 考 生命保険契約等の範囲

1 新生命保険契約等の範囲（法76⑤）

- (1) 生命保険会社の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して保険金が支払われるもの
- (2) 旧簡易生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して保険金が支払われるもの
- (3) 農業協同組合等の締結した生命共済に係る契約のうち生存又は死亡に基因して共済金が支払われるもの
- (4) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で一定のもの

2 介護医療保険契約等の範囲（法76⑦）

- (1) 生命保険会社又は損害保険会社の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等に入院して医療費を支払ったことなどにより保険金が支払われるもの（医療保険、がん保険、所得補償保険など）
- (2) 身体の傷害又は疾病により保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命保険共済契約等のうち、病院等に入院して医療費を支払ったことなどにより保険金が支払われるもの

3 新個人年金保険契約等の範囲（法76⑧）

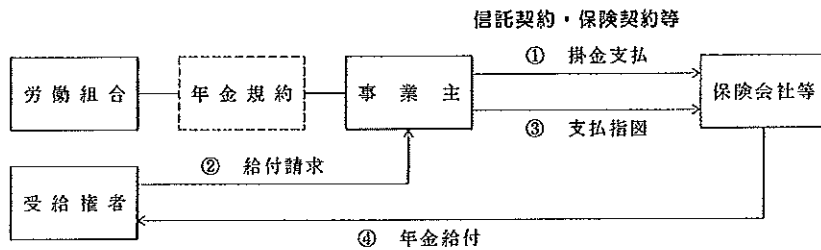
年金を給付する定めのある生命保険契約のうち、次の要件の定めのあるものをいう。

- (1) 年金の受取人は、保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存する場合には、これらの者のいずれかとするものであること
- (2) 保険料等の払込みは、年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること
- (3) 年金の支払いは、受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約に定める日以後10年以上の期間又はその受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること

⑦ 参 考 確定給付企業年金法の年金制度

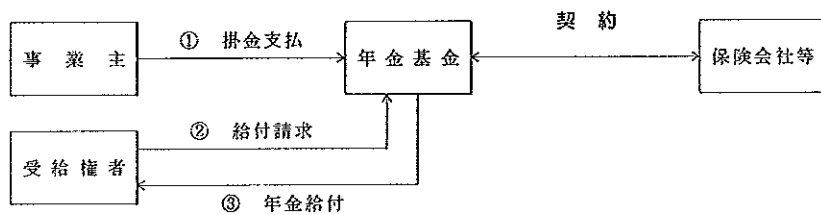
1 規約型

事業主が、労使合意の規約に基づいて、生命保険会社などと年金に関する契約を締結し、企業外部で年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金制度。



2 基金型

事業主とは別個の法人格を持った基金を設立し、企業年金基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金（厚生年金の代行は行わない。）。



<メ 七>

41-7 地震保険料控除



ポイント整理

1 適用要件（法77）

居住者が、自己又は同一生計親族の有する居住用家屋・家財等の地震等損害を保険等の目的とする損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合

※ 地震等損害とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害をいう。

2 控除額（法77）

全 額（5万円を限度）

3 その他（法77①、基通77-7）

1 剰余金等の取扱い

剰余金等を受けた場合は、支払った地震保険料の合計額からその剰余金等の合計額を控除した金額により、控除額の計算をする。

2 前納保険料等の取扱い

$$\begin{array}{c} \text{前納地震保険料の総額} \\ \text{（前納割引後の金額）} \end{array} \times \frac{\text{その年中の納付期日の回数}}{\text{前納地震保険料の納付期日の総回数}}$$

※ 1年以内の前納であっても、全額を控除対象とすることはできない（あん分する）。

1 適用要件

(1) 対象となるもの

対象となる損害保険契約（地震保険契約）は、居住用家屋などを保険目的とした契約である。

※ 同一生計親族が所有する資産も対象となるが、同一生計親族について所得要件はない。

(2) 未払保険料等は、現実に支払った年の控除対象となる。

※ 振替貸付けにより充当された金額は、その年に支払った金額とされる。

(3) 賦払契約により購入した資産（基通77－1）

賦払契約により購入した資産で、その契約により代金完済後に所有権を移転するものであっても、常時その者の居住の用等に使われているものを保険目的とする損害保険契約の地震保険料は、控除の対象となる。

(4) 店舗併用住宅等の場合（基通77－2、6）

居住の用に供している部分だけが控除の対象となる。

ただし、90%以上が居住用のときは、全てを控除の対象として差し支えない。

41－8 寄附金控除



ポイント整理

① 適用要件（法78）

居住者が、特定寄附金を支出した場合

② 特定寄附金の範囲（法78②、措法41の18、18の3、19、基通78－2～7）

1 特定寄附金に該当するもの

(1) 国又は地方公共団体に対する寄附金

※ 国立の学校等の施設の建設等を目的とする後援会等に対する寄附金であっても、その施設が完成後国等に帰属することが明らかなものは、対象となる。

※ 報道機関に提出した災害義援金等で、最終的に義援金配分委員会等に提出されることが明らかであるものは、地方公共団体に対する寄附金に該当する。

(2) 指定寄附金（公益社団法人等に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの）

(3) 特定公益増進法人に対する寄附金

(4) 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対する寄附金

(5) 政党等に対する寄附金で公職選挙法により報告されたもの

(6) 払込みにより取得した特定新規中小会社の株式（その年12月31日において所有する場合に限る。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とする。）

(7) その他一定のもの

2 特定寄附金に該当しないもの

(1) 学校の入学に関する寄附金など

※ 入学辞退等により結果的に入学していなくても、控除の対象とならない。

(2) 最終的に国等に帰属しないもの（一定の団体等に補助金として交付する場合等）

③ 控除額（法78）

$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定寄附金の額} \\ \text{課税標準の合計額} \times 40\% \end{array} \right\}$	いずれか低い金額 － 2,000円
---	-------------------

1 適用要件（基通78-1）

特定寄附金は、現実に支払った年の控除の対象となる。

※ 手形の振出しは現実の支払いには該当しない。

② 参 考 特定公益増進法人に対する寄附金

特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興等その他公益の増進に著しく寄与する次の法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するものをいう。

- (1) 独立行政法人（日本学生支援機構など）
- (2) 日本赤十字社
- (3) 一定の学校法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) その他一定の法人

2 控除額

寄附金控除額は、原則として特定寄附金の支出額のうち2,000円を控除した残額となるが、この場合の特定寄附金の支出額は、その者の課税標準の合計額の40%相当額が限度となる。

これは、過大な税負担の軽減をしないための調整措置である。

③ 留意点 国等に対して資産の贈与等をした場合（措法40①、⑤）

	課 税 関 係	特定寄附金の額
棚 卸 資 産 等	通常の販売価額の70%と取得価額の いずれか多い金額を総収入金額算入	総収入金額算入額
譲渡所得の基因 となる資産等	非 課 税	取得費※ + 譲渡費用 又は 必要経費※

※ 譲渡所得の基因となる資産については、取得費の5%基準、山林所得の基因となる山林については50%の概算経費の適用がある。

④ 留意点 入学に関する寄附金

入学年の年末までの期間内に支出した寄附金も、入学に関する寄附金に該当する。

但し、入学決定後に募集が開始されたもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものは、入学に関する寄附金に該当しない。

<メ モ>

テーマ42 所得控除（その2）

項目及び内容	参照条文	重要度
42-1 障害者控除		
1 適用要件	法79	☆☆
2 控除額	法79	☆☆
3 障害者の意義	法2①二十八等	☆☆
42-2 寡婦（寡夫）控除		
1 適用要件	法81	☆
2 控除額	法81、措法41の17	☆
3 寡婦（寡夫）の意義	法2①三十一等	☆
42-3 勤労学生控除		
1 適用要件	法82	
2 控除額	法82	
3 勤労学生の意義	法2①三十二	
42-4 配偶者控除		
1 適用要件	法83	☆☆☆
2 控除額	法83、措法41の16	☆☆☆
3 控除対象配偶者の意義	法2①三十三等	☆☆☆
42-5 配偶者特別控除		
1 適用要件	法83の2	☆
2 控除額	法83の2	☆
42-6 扶養控除		
1 適用要件	法84	☆☆☆
2 控除額	法84、措法41の16	☆☆☆
3 扶養親族の意義	法2①三十四等	☆☆☆
42-7 基礎控除		
1 適用要件	法86	☆☆
2 控除額	法86	☆☆
42-8 所得控除の判定の時期（その1）		
1 雑損控除の対象親族の判定	基通72-4	☆
2 医療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定	基通73-1	☆☆
42-9 所得控除の判定の時期（その2）		
1 扶養親族等の判定の時期等	法85、基通85-1	☆☆
2 配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例	令220	☆☆
3 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属	法83②、84②等	☆☆

42-1 障害者控除



ポイント整理

1 適用要件（法79）

- (1) 居住者が障害者である場合
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合

2 控除額（法79）

一人につき27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）

3 障害者の意義（法2①二十八、二十九、79③、令10）

1 障害者

精神又は身体に障害がある者で次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者など

2 特別障害者

障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等
- (2) 精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者とされた者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級として記載されている者
- (4) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者と記載されている者
- (5) 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者など

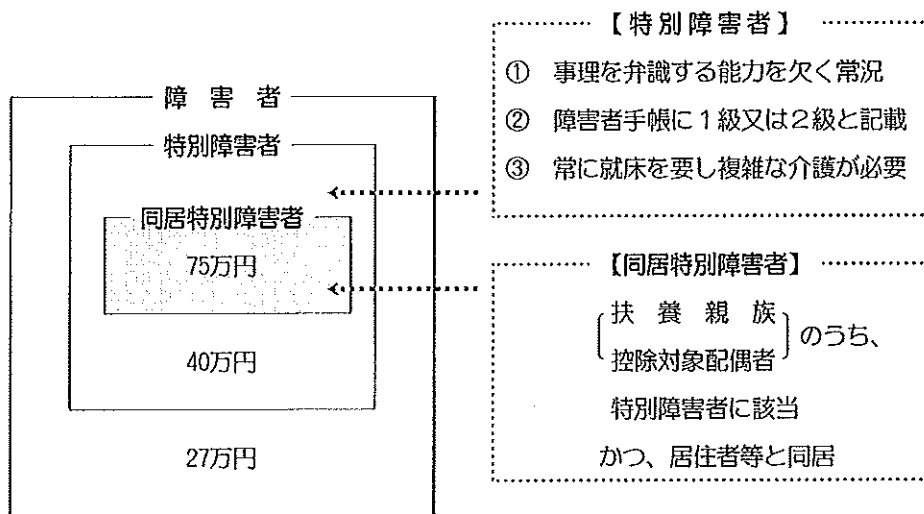
3 同居特別障害者

- (1) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、
- (2) 居住者又はその居住者の配偶者若しくは同一生計親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

1 適用要件

障害者控除は、居住者又は居住者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合に適用される。

2 障害者の意義



留意点 他の居住者の扶養親族とされた者の障害者控除の適用の可否

障害者である控除対象扶養親族につき、一の居住者が扶養控除の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けることはできない（基通79-1）。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が障害者である場合の障害者控除と配偶者控除又は扶養控除は、いずれも同一の居住者についてのみ認められる。



留意点 障害者として取扱うことができる者（基通2-38）

身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、次の要件のいずれにも該当する者は、障害者に該当するものとして取扱うことができる。

- (1) 確定申告書等を提出する時において、身体障害者手帳の交付を申請中であること又はその手帳の交付を受けるための医師の診断書を有していること。
- (2) 障害者であるかどうかの判定時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められること。



留意点 常に就床を要し複雑な介護を要する者（基通2-39）

常に就床を要し複雑な介護を要する者に該当するかどうかは、障害者に該当するかどうかの判定時の現況において、連続して6月以上そのような状態にあるかどうかにより判断する。



留意点 同居特別障害者

対象となるのは、特別障害者であるため、一般障害者は対象とならない。

※ 同居の常況が要件とされるが、本人又はその配偶者若しくは同一生計親族のいずれかとの同居を常況としていれば対象となる。



留意点 控除対象扶養親族に該当しない扶養親族の障害者控除

年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とならないが、その者が障害者に該当する場合には、障害者控除を受けることができる。

<メ 七>

42-2 寡婦（寡夫）控除



ポイント整理

1 適用要件（法81）

居住者が寡婦又は寡夫である場合

2 控除額（法81、措法41の17）

27万円（特別寡婦は35万円）

※ 特別寡婦

③ 1(1)の寡婦のうち、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する者をいう。

3 寡婦（寡夫）の意義（法2①三十一、三十一の二）

1 寡 婦

次の(1)又は(2)に掲げる者をいう。

(1) 死別又は離婚で、扶養親族等を有する者

- ① 夫と死別又は離婚した後、婚姻をしていない者等で
- ② 扶養親族又は課税標準の合計額が基礎控除額以下の同一生計の子を有するもの

(2) 死別で、所得要件を満たす者

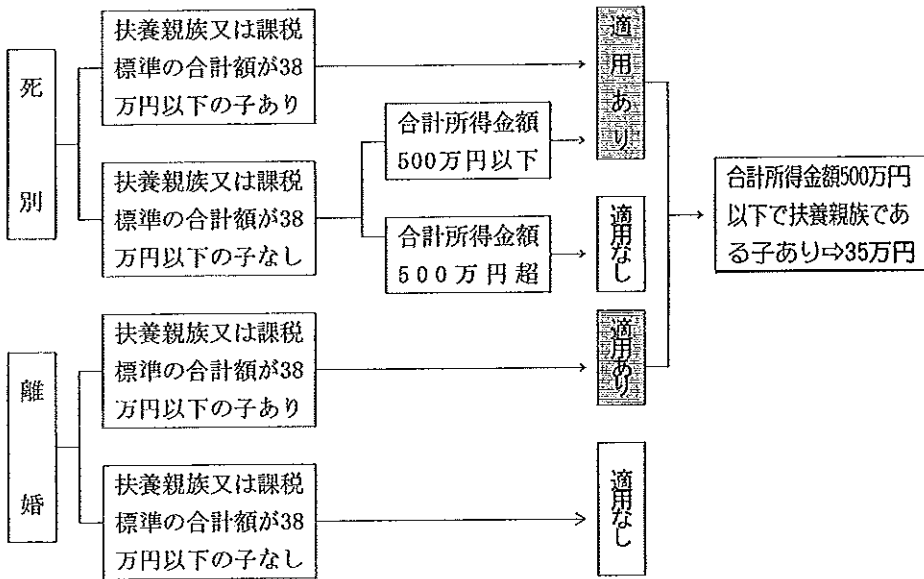
- ① 夫と死別した後、婚姻をしていない者等で
- ② 合計所得金額が 500万円以下のもの

2 寡 夫

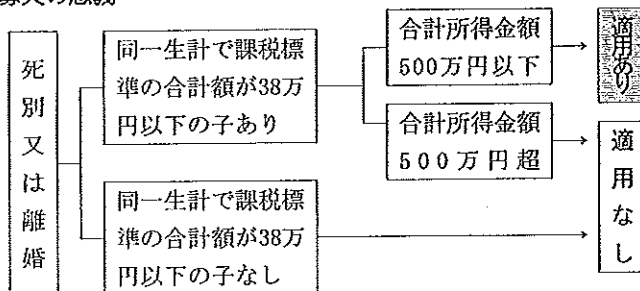
次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者をいう。

- (1) 妻と死別又は離婚した後、婚姻をしていない者等で
- (2) 課税標準の合計額が基礎控除額以下の同一生計の子を有し
- (3) 合計所得金額が 500万円以下のもの

1 寡婦の意義



2 寡夫の意義



⚠️ 留意点 親族の要件

1. 寡婦

所得要件	父母等	子
課税標準の合計額が基礎控除額以下	X	
合計所得金額 38万円以下	扶 養 親 族	

損失の繰越控除後
38万円以下の子

2. 寡夫

所得要件	父母等	子
課税標準の合計額が基礎控除額以下	X	
合計所得金額 38万円以下	扶 養 親 族	

42-3 勤労学生控除



ポイント整理

1 適用要件 (法82)

居住者が勤労学生の場合

2 控除額 (法82)

27万円

3 勤労学生の意義 (法2①三十二)

(1) 次のいずれかに該当する者で、

- ① 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童
- ② 国、地方公共団体又は私立学校法に規定する学校法人若しくは同法の規定により設立された法人等の設置した専修学校又は各種学校の生徒
- ③ 職業訓練法人の行う職業能力開発法に規定する認定職業訓練を受ける者

(2) 給与所得等を有するもののうち、

※ 給与所得等とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう。

(3) 合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下のものをいう。



留意点 給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるかどうかの判定

損益通算の適用がある場合には、合計所得金額から給与所得等の金額の合計額を控除した残額が10万円以下であるかどうかにより行う。

なお、事業所得に損失が生じているときは、これを給与所得、退職所得及び雑所得の金額の合計額から控除した残額を給与所得等の金額の合計額とする（基通2-44）。



設 例

大学生である居住者甲の本年分の各種所得の金額

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 不動産所得の金額 | △55万円 |
| (2) 事業所得の金額 | △10万円 |
| (3) 給与所得の金額 | 50万円 |
| (4) 山林所得の金額 | 60万円 |



解 説

- (1) 合計所得金額

$$50\text{万円} - (55\text{万円} + 10\text{万円}) < 0 \quad \therefore 0 \text{ (総)}$$

$$60\text{万円} - (55\text{万円} + 10\text{万円} - 50\text{万円}) = 45\text{万円 (山)} \leq 65\text{万円}$$

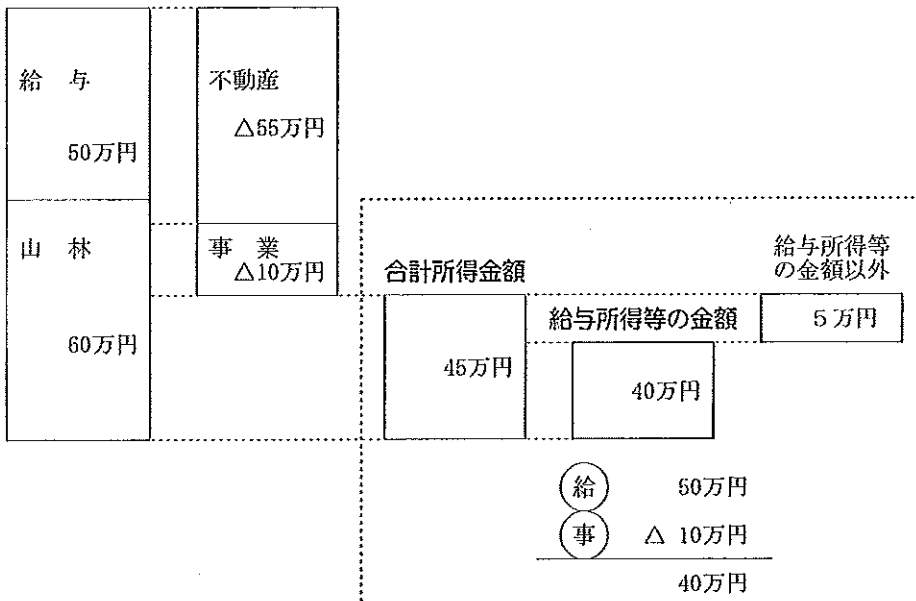
- (2) 給与所得等の金額

$$50\text{万円} - 10\text{万円} = 40\text{万円}$$

- (3) 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額

$$45\text{万円} - 40\text{万円} = 5\text{万円} \leq 10\text{万円}$$

各 種 所 得 の 金 額



42-4 配偶者控除



ポイント整理

1 適用要件（法83）

居住者が控除対象配偶者を有する場合

2 控除額（法83、措法41の16）

38万円（老人控除対象配偶者は 48万円）

3 控除対象配偶者の意義（法2①三十三、三十三の二）

1 控除対象配偶者

同一生計の配偶者のうち、合計所得金額が38万円以下であるもの

※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

1 控除対象配偶者の意義

(1) 控除対象配偶者

所得要件の基礎となるのは、配偶者の合計所得金額であり、課税標準の合計額ではない。
なお、青色事業専従者等に該当する者は、配偶者控除の適用はない。

(2) 老人控除対象配偶者

70歳以上であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成24年分については、昭和18年1月1日以前に生まれた人が該当する。

42-5 配偶者特別控除



ポイント整理

1 適用要件（法83の2）

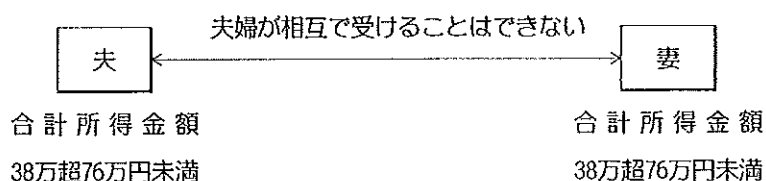
1 適用要件

居住者が、同一生計の配偶者で、合計所得金額が38万円超76万円未満であるものを有する場合

※ 他の居住者の扶養親族とされる者、青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 適用除外

- (1) 居住者の合計所得金額が 1,000万円を超える場合
- (2) 配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けている場合



2 控除額（簡便法）（法83の2）

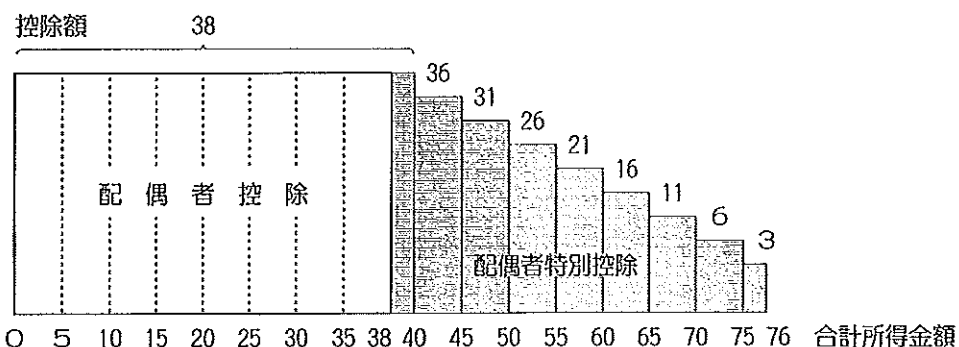
※
76万円 - 合計所得金額 = 控除額（最高38万円、最低3万円）

※ 合計所得金額に満たない5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額

1 控除額

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて遞減する仕組みとなっている。

【図 解】 (単位：万円)



【配偶者特別控除額の早見表】

合 計 所 得 金 額		控 除 額
38万円超	40万円未満	38万円
40万円以上	45万円未満	36万円
45万円以上	50万円未満	31万円
50万円以上	55万円未満	26万円
55万円以上	60万円未満	21万円
60万円以上	65万円未満	16万円
65万円以上	70万円未満	11万円
70万円以上	75万円未満	6万円
75万円以上	76万円未満	3万円

設 例

- (1) 配偶者A……合計所得金額 39万円
- (2) 配偶者B……合計所得金額 58万円
- (3) 配偶者C……合計所得金額 75万円

解 説

《配偶者特別控除額》

配偶者A……38万円

配偶者B……76万円－55万円＝21万円
 ↑ 5万円の整数倍
 58万円

配偶者C……3万円

② 参 考 条文上の配偶者特別控除額の求め方

- (1) 合計所得金額が38万円超40万円未満 …… 38万円
- (2) 合計所得金額が40万円以上75万円未満
 …… 38万円－[※] $(\text{合計所得金額} - 38\text{万円})$
- ※ カッコ内の金額が、『5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額』でないときは、『5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額』で、カッコ内の金額に満たないもののうち最も多い金額
- (3) 合計所得金額が75万円以上76万円未満 …… 3万円

③ 設 例

配偶者D……合計所得金額 62万円

④ 解 説

《配偶者特別控除額》

配偶者D

$38\text{万円} - 22\text{万円} = 16\text{万円}$

↑ 5万円の整数倍から3万円を控除した金額

24万円

($= 62\text{万円} - 38\text{万円}$)

<メ モ>

42-6 扶養控除



ポイント整理

1 適用要件（法84）

居住者が、控除対象扶養親族を有する場合

2 控除額（法84、措法41の16）

控除対象扶養親族 1 人につき38万円（老人扶養親族は48万円、特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円）

3 扶養親族の意義（法2①三十四、三十四の二、三十四の三、措法41の16）

1 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

◆ 扶養親族

次の同一生計の親族等のうち、合計所得金額が38万円以下のものをいう。

- (1) 配偶者以外の親族
- (2) 児童福祉法の規定により里親に委託された児童（いわゆる里子）
- (3) 老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人（いわゆる養護受託老人）

※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。

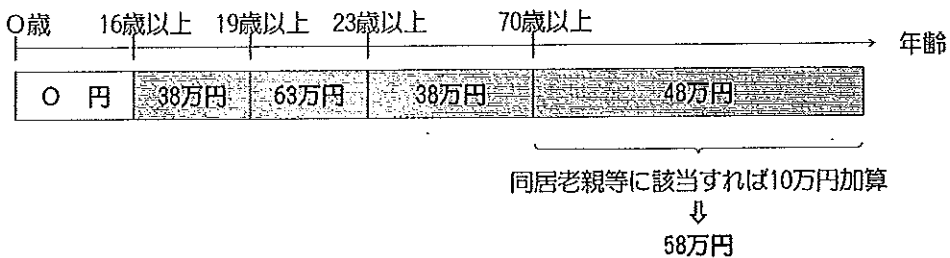
3 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。

4 同居老親等

- (1) 老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、
- (2) その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

1 控除額



2 扶養親族の意義

(1) 控除対象扶養親族

扶養親族のうち年齢16歳以上の者に限り、控除対象扶養親族として、扶養控除の対象とされる。

したがって、扶養親族に該当しても、年齢16歳未満の者は、扶養控除の対象とならない。

(2) 扶養親族

所得要件の基礎となるのは、親族等の合計所得金額であり、課税標準の合計額ではない。
なお、青色事業専従者等に該当する者は、扶養親族に該当しない。

(3) 特定扶養親族

19歳以上23歳未満であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成24年分については、平成2年1月2日以後平成6年1月1日以前に生まれた人が該当する。

(4) 老人扶養親族

70歳以上であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成24年分については、昭和18年1月1日以前に生まれた人が該当する。

(5) 同居老親等

直系尊属とは、血統が直線的で、自分より世代の上にある者のことをいう。

したがって、本人又は配偶者の父母、祖父母などが該当し、叔父や叔母、養護受託老人などは該当しない。

※ 同居の常況が要件とされるが、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としていれば適用がある。



留意点 里子及び養護受託老人と物的控除との関係

里子及び養護受託老人は扶養親族にはなるが、親族ではないため、物的控除（雑損控除～寄附金控除）は受けることができない。

※ 里子及び養護受託老人に係る医療費は、医療費控除の対象とならない。

【扶養親族等の範囲】

民法上の親族 配偶者 6親等内の血族 3親等内の姻族		里子及び養護受託老人
配偶者	扶養親族 (同一生計で合計所得金額38万円以下)	
	年齢16歳以上の扶養親族 ⇒ 控除対象扶養親族	年齢16歳未満の扶養親族
	・ 同一生計でないもの ・ 合計所得金額38万円超のもの	

42－7 基礎控除



ポイント整理

1 適用要件（法86）

所得税の納税義務者であること

2 控除額（法86）

38万円

42－8 所得控除の判定の時期（その1）



ポイント整理

❶ 雑損控除の対象親族の判定（基通72－4）

1 同一生計親族に該当するかどうかの判定

損失発生日又は災害等関連支出の支出日の現況による。

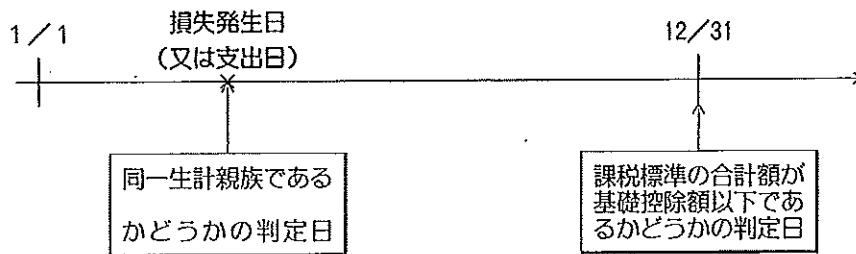
2 親族の課税標準の合計額が基礎控除額以下であるかどうかの判定

損失発生日又は災害等関連支出の支出日の属する年の12月31日の現況による。

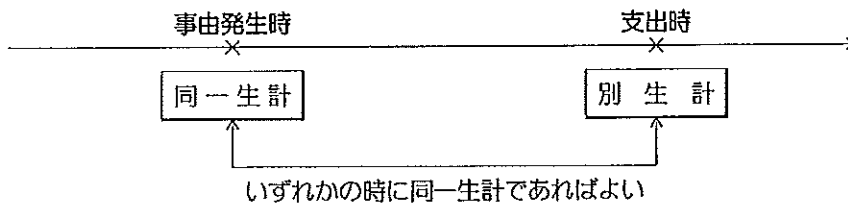
❷ 医療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定（基通73－1）

医療費を支出すべき事由が生じた時又は医療費を支払った時の現況による。

1 雑損控除の対象親族の判定



2 医療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定



42－9 所得控除の判定の時期（その2）



ポイント整理

1 扶養親族等の判定の時期等（法86、基通85－1）

1 居住者（本人）が、障害者、寡婦（寡夫）、勤労学生に該当するかどうかの判定

(1) 原則

その年12月31日の現況による

(2) 年の中途中で死亡し又は出国する場合

その死亡又は出国の時の現況による。

2 親族等が、控除対象配偶者、扶養親族、障害者等に該当するかどうかの判定

(1) 原則

その年12月31日の現況による

(2) 本人が年の中途中で死亡し又は出国する場合

その死亡又は出国の時の現況による。

(3) 親族等が年の中途中で死亡している場合

その死亡の時の現況による。

2 配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例（令220）

死亡した配偶者又は再婚した配偶者のいずれか1人に限り配偶者控除の適用が認められる。

3 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属（法83②、84②、令218、219）

1 一の居住者の控除対象配偶者が他の居住者の扶養親族にも該当する場合

いずれか一にのみ該当するものとみなす。

2 2人以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合

いずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

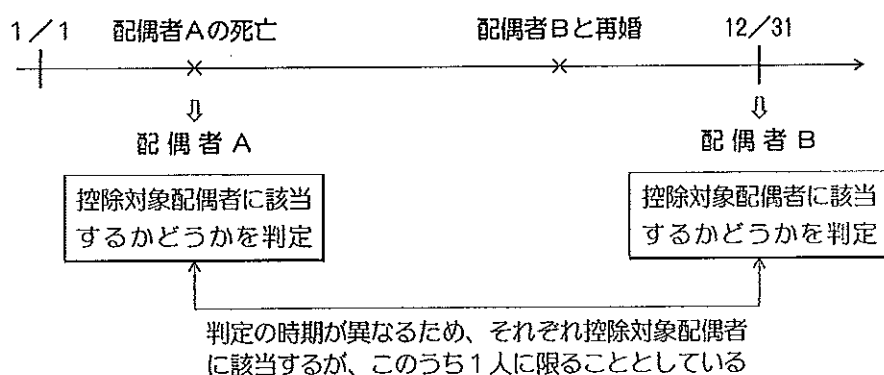
1 扶養親族等の判定時期

いわゆる人的控除の同一生計等の要件の判定は、原則としてその年12月31日現在の現況によるが、その居住者が年途中で死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時までの期間を基礎に所得計算を行うため、その死亡又は出国の時の現況で判定する。

また、親族等が年途中で死亡した場合にも、その死亡の時の現況により判定する。

2 配偶者と死別後一年中に再婚した場合

死亡した配偶者は死亡時の現況、再婚した配偶者はその年12月31日の現況により控除対象配偶者等の判定を行うが、いずれか1人の配偶者のみ控除の対象とするものである。



 研究 配偶者と死別後一年中に再婚した場合の特例（令220③）

死亡した配偶者を、他の同一生計親族（例えば、父）の扶養親族として、死亡前に提出した扶養控除等申告書等に記載している場合には、次のように取扱う。

- ① 死亡した配偶者は、当該他の同一生計親族（父）の扶養親族に該当する。
- ② 再婚した配偶者は、その居住者（甲）の控除対象配偶者又はこれらの者（甲及び父）以外の同一生計親族の扶養親族に該当する。

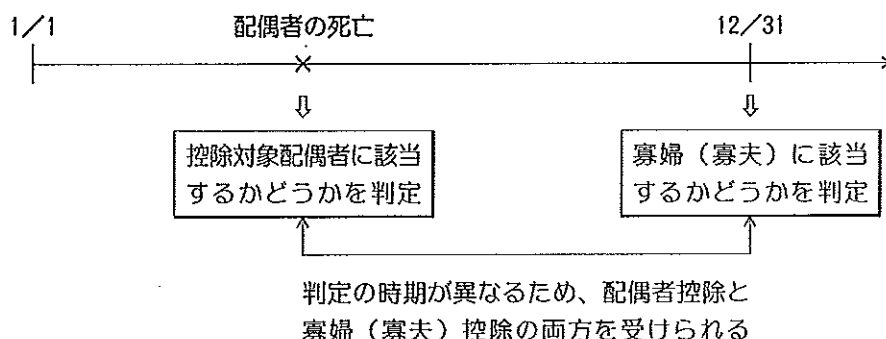
3 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属

2人以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する親族がある場合には、二重控除としないため、申告書等に記載されたところにより、いずれか1人の居住者のみの控除対象とする。



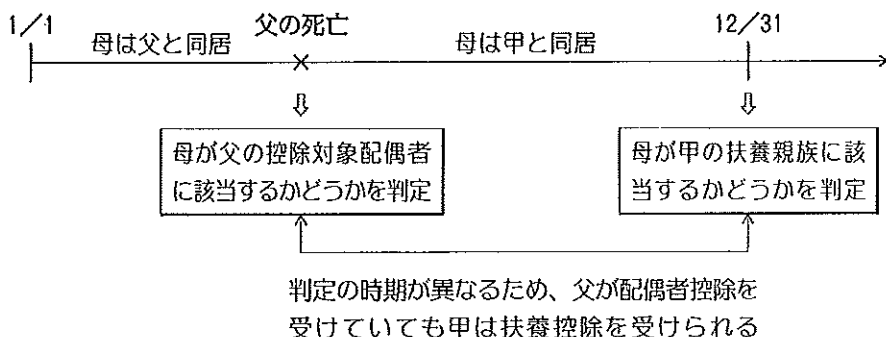
留意点 配偶者控除と寡婦（寡夫）控除の関係（基通81-1）

年の中途で配偶者と死別し、寡婦（寡夫）に該当する場合には、死別した配偶者について配偶者控除と寡婦（寡夫）控除の適用が受けられる。



留意点 死亡した者の扶養親族とされた者に係る扶養控除等（基通83～84-1）

年の中途で死亡又は出国した居住者の控除対象配偶者等又は扶養親族として控除された者が、その年12月31日の現況で、他の居住者の控除対象配偶者等又は扶養親族に該当する場合には、その他の居住者の配偶者控除等又は扶養控除の対象となる。



設 例

居住者甲は、甲の母（無収入）と本年末現在生計を一にしている。

なお、甲の母は本年4月から甲と生計を一にしており、それ以前は、甲の父（本年4月に死亡）と生計を一にし、死亡した父の控除対象配偶者として申告している。



解 説

甲の母は、甲の父の控除対象配偶者として配偶者控除の対象となる。

（甲の父は年の中途で死亡しているため、死亡時の現況で判定する。）

また、甲の扶養親族として扶養控除の対象となる。（その年12月31日の現況で判定する。）